省　令

○経済産業省令第五十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を次のように改正する。

令和三年六月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては零）として設定しなければならない。ただし、当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあっては、当該経済産業大臣が定める額とする。	**第二十七条**　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。
一～五　［略］	一～五　［略］
2　前項ただし書の規定にかかわらず、一般送配電事業者の供給区域における一時間ごとの供給能力として見込まれる値から当該供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値を当該需要電力として見込まれる値で除した値に百を乗じた値のうち最小のものとして一般送配電事業者が最初に公表する値が三以下となる供給区域が複数ある場合にあっては、インバランス料金は、前項本文に規定する額（当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあっては当該経済産業大臣が定める額）とする。	［新設］
3　前二項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再エネ特措法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第四項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。	2　前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再エネ特措法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第四項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。
4　前三項の規定にかかわらず、法第三十四条の二第一項の規定による命令又は勧告があった場合には、電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条又は第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同規則第一条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間又は同規則第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間及び時間におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。	3　前二項の規定にかかわらず、法第三十四条の二第一項の規定による命令又は勧告があった場合には、電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条又は第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同規則第一条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間又は同規則第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間及び時間におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。
5　前四項の規定にかかわらず、災害その他の理由により電気の需給の状況が著しく悪化した場合において、計画的に一般送配電事業者がその託送供給等約款で定めるところによりその供給区域の一部において電気の供給を中止したときは、当該供給区域（当該一般送配電事業者が法第二十四条第一項の許可を受けてその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行う場所並びに電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十二条第一項の規定により法第二十四条第一項の規定の適用を受けないこととされた電気の供給を行う場所を含む。）におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。	4　前三項の規定にかかわらず、災害その他の理由により電気の需給の状況が著しく悪化した場合において、計画的に一般送配電事業者がその託送供給等約款で定めるところによりその供給区域の一部において電気の供給を中止したときは、当該供給区域（当該一般送配電事業者が法第二十四条第一項の許可を受けてその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行う場所並びに電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十二条第一項の規定により法第二十四条第一項の規定の適用を受けないこととされた電気の供給を行う場所を含む。）におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。
6　前五項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停	5　前四項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停